

令和7年度消費者事故防止合同研修会（議事概要）

1 概要

日時：令和8年1月14日（水）14時から15時30分まで

場所：徳島県庁10階 とくしま消費者行政プラットフォーム

次第：1 開会

2 挨拶

徳島県 生活環境部 消費者政策課 課長 城福 隆志

消費者庁 新未来創造戦略本部 総括室長 小田 典靖

3 講演1

「消費者庁における事故防止に向けた取組」

消費者庁 消費者安全課 課長補佐 琴野 綾音

4 講演2

「消費者安全調査委員会の取組（転落事故の事故調査を中心に）」

消費者庁 消費者安全課 事故調査室 課長補佐 兼高 淑江

5 質疑応答

6 閉会

資料：1【資料1】消費者庁における事故防止に向けた取組

2【資料2】消費者安全調査委員会の取組（転落事故の事故調査を中心に）

3【資料3】（当日配付資料）エレベーター戸開走行事故の再発防止策推進について

申込者数：82名

2 挨拶

城福課長

- ・徳島県は関西広域連合において広域医療の事務局を担うとともに、県庁内に「消費者庁新未来創造戦略本部」が開設されて以来、連携して消費者行政や消費者教育の推進に取り組んでいる。
- ・本日は、消費者庁消費者安全課による事故防止に向けた取組と、消費者安全調査委員会による事故調査についてお話しいただく。
- ・家庭での事故防止や、万が一の際の対処法を知っていただき、安全・安心な生活に役立てていただければ幸い。

小田総括室長

- ・徳島県をはじめ、関西広域連合の関係者の皆様には、日頃から消費者安全の確保に資する取組を行ってくださっていることに感謝申し上げます。
- ・消費者庁では、関係機関から集約した事故情報を活用した情報発信や、消費者安全調査委員会における生命・身体に係る事故の原因を究明するための調査を実施している。

- ・今回の研修が皆様の安心・安全に寄与することを願い、開催の挨拶とさせていただきます。

3 講演

資料に沿って説明を実施

4 質疑応答

Q1: 事故が発生した場合、誰がどこに通報することとなるのか。例えば、電車内でモバイルバッテリーによる火災が発生した場合は、どのようになるか。

- A1** ・電車内でモバイルバッテリーによる火災が発生した場合、
・行政機関の長（警察庁、総務省消防庁）が、重大事故等が発生した旨の情報を得た時は、消費者安全法に基づき消費者庁へ直ちに、通知
・消費生活用製品の製造又は輸入事業者が、重大製品事故が生じたことを知ったときは、消費生活用製品安全法に基づき 10 日以内に、消費者庁に対し、報告することとなる。
(※このほかに、モバイルバッテリーの使用者が、消費生活センターに相談し、消費者事故等に該当すると判断された場合には、消費者安全法に基づき地方公共団体から消費者庁に対して通知される。)

Q2: こども・高齢者にはどのような事故が発生しているか。

- A2** ・こどもは転落、誤飲・誤嚥、転倒といった事故が代表的。
・高齢者については、不慮の事故による死因別死者数を見ると、転倒・転落、溺死・溺水、窒息が多いのが特徴。高齢者の不慮の溺死及び溺水の死者数は、交通事故死者数の約 3 倍に達している。

Q3: ニュース等で転落事故が報道されているが、住宅の窓及びベランダからのこどもの転落事故が起こることについてどのように分析しているか。

- A3** ・行政機関等から危険性及びその対策の周知啓発が継続的にされているにもかかわらず、死亡事故が発生し続けていることから、調査を開始。
・原因は、こどもは窓及びベランダから転落する危険性が高いにもかかわらず、ソフトとハードの両面においてこどもの窓及びベランダからの転落を防止するのに十分な住環境整備がされていないことが考えられる。

Q4: 転落事故の再発防止に向けた取組はどのように行っているか。

- A4** ・消費者安全調査委員会で事故等原因調査を行い、関係行政機関の長に意見具申すること自体も再発防止策の取組。
・加えて、関係行政機関において、意見を踏まえた対応をしているかについてのフォローアップも行っている。

以上